

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第82号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中 「所 長」 を 「所長  
その他の職員 若干人」 に改める。

第2条第1項を次のように改める。

京北出張所に次の職員を置く。

所長

庶務係長

市民窓口係長

福祉係長

保健係長

その他の職員 若干人

第2条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第5条1項第16号中「及び介護保険」を「、介護保険及び後期高齢者医療」に改め、同項第17号中「及び介護保険料」を「、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」に改め、同条第2項第24号から第26号までを次のように改める。

(24) 市税に関する申請、届出その他の手続の取次ぎに関すること。

(25) 市税に係る徴収金の徴収の取次ぎに関すること。

(26) 鑑札の交付に関すること。

第5条第2項中第27号から第37号までを削り、第38号を第27号とし、第39号から第59号までを11号ずつ繰り上げ、同項第60号中「国民健康保険料」の右に「及び後期高齢者医療保険料」を加え、同号を同項第49号とし、同項第61号中「国民健康保険料」の右に「及び後期高齢者医療保険料」を加え、同号を同項第50号とし、同項第62号中「国民健康保険料」の右に「及び後期高齢者医療保険料」を加え、同号を同項第51号とし、同項第63号中「国民健康保険料」の右に「及び後期高齢者医療保険料」を加え、同号を同項第52号とし、同項中第64号を第53号とし、第65号を第54号とし、同号の次に次の2号を加える。

(55) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、被保険者証等の引渡しその他の手続に関すること。

(56) 後期高齢者医療保険料に係る徴収金の調定及び徴収（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。

第5条第2項第66号及び第67号を削り、同項第68号中「第38号」を「第27号」に改め、同号を同項第57号とし、同項第69号を同項第58号とする。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)